

国立学校設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 東京商船大学と東京水産大学、福井大学と福井医科大学、島根大学と島根医科大学、香川大学と香川医科大学、高知大学と高知医科大学、佐賀大学と佐賀医科大学、大分大学と大分医科大学、宮崎大学と宮崎医科大学とを統合し、それぞれ新しい大学を設置するとともに、神戸商船大学を神戸大学に、九州芸術工科大学を九州大学に統合すること。（第三条第一項関係）
- 二 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を廃止すること。（第三条の五第二項関係）
- 三 この法律中東京商船大学と東京水産大学との統合による東京海洋大学の新設等及び神戸商船大学の神戸大学への統合等に関する規定は平成十五年十月一日から、北海道大学医療技術短期大学部等の廃止に関する規定は平成十九年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。